

受動喫煙防止への取り組みが、マナーからルールに変わります

問 市 健康づくり課(山東庁舎) ☎55-8105 FAX 55-2406

平成30年7月に改正された健康増進法が、令和2年4月1日から全面施行されます。「望まない受動喫煙」をなくすため、多くの人が利用する施設では、受動喫煙防止の取り組みが段階的に進められています。

■健康増進法の基本的な考え方

- ・「望まない受動喫煙」をなくす
- ・受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する
- ・施設の分類や場所ごとに対策を実施する

■改正されて、何がかわるの？

- ・多くの施設が屋内禁煙に(原則)
- ・20歳未満は喫煙エリアへ立ち入り禁止に
- ・屋内での喫煙は、喫煙室の設置が必要に
- ・喫煙室には標識掲示が義務に



▲喫煙室の標識例

施設の分類ごとに
対応が
進められて
います

令和元年
7月1日から

病院、学校、市役所など

→ 原則敷地内禁煙

※特定屋外喫煙場所に限り喫煙場所の設置可

令和2年
4月1日から

飲食店、オフィス、事務所など

→ 原則屋内禁煙

受動喫煙全般について、詳しくは厚生労働省特設ウェブサイト(右QRコード)をご覧ください。事業者向けの受動喫煙防止対策のための助成金や税制措置についても掲載されています。

詳しくはこちら▼



禁煙に関する相談については、健康づくり課までお問い合わせください。

なくそう!望まない受動喫煙



開発許可基準を見直しました

問 市 都市計画課(近江庁舎) ☎52-6926 FAX 52-8790

若者や子育て世代の定住・転入の受け皿となる優良な住宅地の供給促進などを目的に、都市計画法に基づく開発許可基準の見直しを行いました。

見直しその1

令和2年
1月1日から

開発許可の適用規模基準の変更

非線引き都市計画区域(山東地域全域と、米原・近江・伊吹地域の一部地域)で、開発許可が必要な面積を見直しました。

この見直しは、当該区域等での民間住宅地開発の促進を目的とする補助制度にも適用されるため、より良好な住宅地形成が図れます。

なお、この見直しは住宅地開発以外の開発行為(業務用)にも適用されます。

開発行為の規模に応じた開発許可の要否

	開発行為の規模	許可の要否
現行	3000㎡以上	開発許可
	1000㎡以上 3000㎡未満	指導要綱
	1000㎡未満	許可不要
見直し後	1000㎡以上	開発許可
	1000㎡未満	許可不要

見直しその2

令和元年
10月1日から

開発許可基準の新設

線引き都市計画区域内(米原・近江地域の一部地域)の市街化調整区域の指定区域および指定集落区域について、一定規模未満の住宅地開発を新たな開発基準として設けました。

指定区域・指定集落区域の許可基準

現行	見直し後
・自己居住用一戸建て住宅	・自己居住用一戸建て住宅 ・住宅地開発 →一戸建て住宅の建築用地として、第三者に販売するために土地の造成等を行う開発。 ※開発区域面積3000㎡未満かつ宅地1区画の面積180㎡以上のものに限る



今回の見直しの対象となる区域について、詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

農業用ハウスの補強等に係る費用を補助します

申・問 市農政課(伊吹庁舎) ☎58-2228 FAX 58-1719

台風や豪雨、大雪等の災害による被害を防ぐため、現時点で強度が十分でない農業用ハウスの補強や防風ネット設置等の費用について、国が緊急対策的に支援を行います。

補助対象

- 対象者** 以下の全てに該当する農業者
- ・青色申告を行っているなど、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
 - ・後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること

補助対象の農業用ハウス

- 以下の全てに該当する農業用パイプハウス
- ・主に園芸用として利用するもの(水稻育苗用や農機具収納用として利用するものは対象外)
 - ・補強等の工事完了後、園芸施設共済や民間保険等へ加入し、10年以上園芸用として利用することが確実なもの

補助対象の補強例

- ※ハウス新設や建て替え、パイプや被覆材の交換等は対象外
- ・農業用ハウス本体の補強
 - ・防風ネットや融雪装置の設置

補助内容

補助対象となる補強に係る経費の2分の1以内

申し込み

11月1日(金)～22日(金)に、調査票を農政課へ提出してください。
調査票は農政課で配布するほか、市公式ウェブサイトにも掲載します。
必要書類については申込者に連絡します。

その他

国の令和2年度予算が成立し、かつ国に滋賀県と米原市がこの事業に採択されることが前提であるため、応募いただいても補助事業が実施できない可能性があります。
詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせください。

給付型奨学金制度の申し込みは11月1日(金)から

問 市教委 教育総務課(山東庁舎) ☎55-8107 FAX 55-4040

給付額は3万円/月
(上半期・下半期に分けて
18万円ずつ給付)

給付期間は最長4年
(正規の修学期間終了まで)

対象者は平成30年度・
令和元年度入学者
令和2年度入学予定者

対象者

次の要件すべてに該当する人

奨学生は奨学金給付審査会に諮って決定します。

- ・大学等を卒業後、市内に定住する意思がある
- ・令和2年3月31日現在で満25歳未満である
- ・市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている
- ・本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない
- ・経済的理由により学資金の支援が必要と認められる
- ・保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる
- ・父母等の認定所得金額が、収入基準額^{*}以下である

※市公式ウェブサイトで判定シミュレーションができます。

受付期間

11月1日(金)～令和2年2月28日(金)
※受付期間以外での申請はできません
※申請時には作文が必要です

受付場所

教育総務課、各庁舎窓口、各行政サービスセンター

申請書配布場所

上記受付場所のほか、市立図書館、県内の高校

詳しくは市公式ウェブサイト(QRコードから)をご覧ください。教育総務課へお問い合わせください。



米原市子ども・子育て支援事業計画(案) 市民意見(パブリックコメント)募集

子どもたちが心身ともに健やかに育ち、夢と希望を持つことができるまちを目指す「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画(案)」について、みなさんの意見を募集します。

閲覧期間 11月22日(金)～12月13日(金)

提出締切 12月13日(金)

**計画(案)の
閲覧場所**

- ・子育て支援課
- ・各庁舎、市立図書館の市政情報プラザ
- ・各行政サービスセンター
- ・市公式ウェブサイト

**意見の
提出方法**

閲覧場所に直接提出または郵送、ファクス、メールで下記へ提出してください。

お問い合わせ・意見の提出先

〒521-0292 長岡1206
市 子育て支援課(山東庁舎) ☎55-8104 FAX 55-4040
✉ kosodate@city.maibara.lg.jp

米原市都市計画審議会の委員を募集します

土地利用のルールや道路・公園など、都市施設の都市計画を調査・審議するために設置する米原市都市計画審議会の委員を募集します。

募集人数 3人以内

任期 令和2年1月5日から2年間

応募資格

- 市内在住・在勤・在学の満20歳以上(令和2年1月5日現在)
- 市が設置する他の審議会等の委員に2つ以上就いていない
- 平日昼間に開催する会議に出席できる

応募方法

11月1日(金)～22日(金)に、申込書をファクス、メール、郵送または持参で下記へ。申込書は都市計画課、各庁舎窓口を設置するほか、市公式ウェブサイトに掲載します。

お問い合わせ・申し込み先

〒521-8601 顔戸488-3
市 都市計画課(近江庁舎) ☎52-6926 FAX 52-8790
✉ toshi@city.maibara.lg.jp



9月から10月にかけて、春照太鼓踊 附奴振、朝日豊年太鼓踊が盛大に執り行われました。

この伝統ある太鼓踊りは、江戸時代、長きにわたる干ばつに苦しんでいた伊吹山麓の農民が雨乞い踊りをしたことがその起源であると伝えられており、現在5つの地域で行われています。

参加された子どもたちは、本番までの数カ月、大人から指導を受け、家族や地域の方に見守られて厳しい練習に励まれました。地域の祭りは、子どもたちに伝統芸能を継承するだけでなく、青少年の健全育成、世代間交流、地域の一体感の醸成、ふるさとへの誇りなど、多くのことを地域にもたらしてくれます。まさに今、私たちが求めている「地域力」や「子育て力」がここにあると思います。

米原市長 平尾道雄

スマートフォン・タブレット端末から、らくらく納付 PayBサービスをご利用ください

問 市 収納対策課(近江庁舎) ☎52-3189 FAX 52-6930

PayBとは、スマートフォンやタブレット端末にインストールした専用アプリ(無料)から納付書のバーコードを読み取ることで、登録した金融機関の口座からいつでもどこでも即時振替による納付ができるサービスです。

■利用方法

- ①アプリをインストール
- ②利用者情報や支払方法等を登録
- ③アプリを起動し、納付書のバーコードを読み取る
- ④支払情報に間違いがないか確認し、手続き完了

■注意事項

- ・領収書は発行されないため、必要な場合は他の納付方法を利用してください。
- ・納付確認には一週間程度かかるため、決済日に納税証明書は発行できません。
- ・納期限が過ぎたものや、30万円を超える納付書は利用できません。

詳しくは市公式ウェブサイト(QRコードから)をご覧ください！
便利で納め忘れのない「口座振替」もおすすです。

